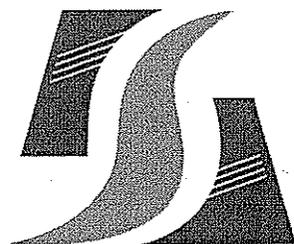


「金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）」
に関する取り組みについて

金融規制の質的向上に向けて

(抄)



平成19年12月

金 融 庁

1. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の4本柱

1. ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ

- ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督とは、二者択一ではなく、相互補完的

2. 優先課題の早期認識と効果的対応(重要性の原則)

- 深刻な問題がひそんでいる分野、将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野を、先を見越してできるだけ早く認識し、行政資源を効果的に投入

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

- 各金融機関自身の創意工夫の尊重、インセンティブを内包した仕組み・枠組みの導入等

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- 当局からの情報発信の強化等を通じ、行政対応について、金融機関の側から見た予測可能性を向上

2. 当面の5つの取組み

1. 金融機関等との対話の充実

— 明確な問題意識に基づいた対話の実践、新たな対話チャネルの構築 等

2. 情報発信の強化

— 検査・監督の方針・行政対応事例集等の積極的公表やノーアクションレター制度の活用、内外の講演会・意見交換会・出版メディアなど多様なチャネルを通じた情報発信 等

3. 海外当局との連携強化

— 国際的な規制・監督の整合性の確保、グローバルな動向についての情報共有や連携の促進 等

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

— 庁内の調査機能の強化、市場関係者・日本銀行・外国監督当局等との対話・連携の促進 等

5. 職員の資質向上

— 研修の充実などを通じたスキル・専門性の向上、官民の人材交流 等

3. プリンシプルの例 – 規制対象先に対する諸原則(UKFSA)【仮訳】

1. 規制対象先はその業務を誠実に行わなければならない。
2. 規制対象先はその業務を適切な能力と注意と勤勉さを以って行わなければならない。
3. 規制対象先は、妥当なリスク管理制度により責任を持って効果的に自身に関することを運営し管理するために合理的な注意を払わなければならない。
4. 規制対象先は妥当な財源を維持しなければならない。
5. 規制対象先は市場における行為について適正な基準を遵守しなければならない。
6. 規制対象先は、顧客の利益に対し適切な関心を払うと共に公平に扱わなければならない。
7. 規制対象先は、その顧客の必要な情報に適切な注意を払わなければならない、顧客と明確かつ公平で誤解を招かないようにコミュニケーションしなければならない。
8. 規制対象先は、自身と顧客の間、また、顧客とその他の顧客の間の、利益相反を管理しなければならない。
9. 規制対象先は、自身の助言や、自身の判断に頼るべき顧客のための裁量的決定について、それらの適切性を確保するため責任ある注意を払わなければならない。
10. 規制対象先は、その責任があるときは顧客の資産の妥当な保護を図らなければならない。
11. 規制対象先は、オープンで協力的に規制当局者に対処しなければならないと同時に、UKFSAが知られることを合理的に期待する規制対象先に関する事項についてUKFSAに対し適切に開示しなければならない。

4. プリンシプルの例 - 各業法や監督指針に示されている原則等

	銀行業	保険業	金融商品取引業
目的規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信用秩序の維持、預金者等の保護、金融の円滑 ○ 銀行の業務の健全かつ適切な運営 (以上、銀行法1条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者等の保護 ○ 保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正 (以上、保険業法1条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資者の保護 ○ 金融商品の公正な取引、公正な価格形成 ○ 金融商品取引業者及び金融商品取引所の適切な運営等 (以上、金商法1条)
処分規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行の業務若しくは財産の状況に照らし、業務の健全かつ適切な運営を確保 (銀行法26条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社の業務若しくは財産の状況に照らし、業務の健全かつ適切な運営を確保 (保険業法132条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護を確保 (金商法51条)
実効的な経営管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われること (主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われること (保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うこと (金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1)
財務の健全性維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、当該業務に係る収支の見込みが良好であること (免許の基準)(銀行法4条2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、当該業務に係る収支の見込みが良好であること (免許の基準)(保険業法5条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要な水準に満たない者 (登録の拒否基準)(金商法29条の41項)

5. 各業法におけるルールとプリンシプル

	銀行法	保険業法	金融商品取引法
ルールの例	<ul style="list-style-type: none"> ○自己資本比率規制・早期是正措置 ○大口融資規制 ●虚偽の告知の禁止 ●断定的判断の提供、誤解させるおそれのあることを告げる行為の禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ソルベンシー・マージン比率規制・早期是正措置 ○責任準備金積立て ●虚偽の告知、重要事項を告げない行為の禁止 ●事業方法書や約款に定めた重要事項に違反する行為の禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○風説の流布、偽計の禁止 ○相場操縦的行為の禁止 ○インサイダー取引の禁止 ●アームズ・レングス・ルール ●損失補てん等の禁止 等
背後にあるプリンシプル	<ul style="list-style-type: none"> ○財務の健全性 ●業務の適切性 	<ul style="list-style-type: none"> ○財務の健全性 ●業務の適切性 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品等の公正な取引・公正な価格の形成 ●業務の適切性

6. 自主規制機関の役割

証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた日証協等の取組み

(主な取組み)

証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会
論点整理(18年6月)の項目

日証協等の取組み

① 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上

- ・ 誤発注の再発防止

- ・ 約定取消しのルール化、フェイルに対するペナルティのルール化を検討中

② 発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮

- ・ 引受け等の審査の強化

- ・ MSCB等の取扱いをルール化
- ・ 有価証券の引受け等に関するルールを改正

③ 投資家に対する証券会社のチェックの発揮

- ・ インサイダー取引等のチェック

- ・ 内部者登録制度に関するルールを改正
- ・ 内部者登録データを管理するセンターの設立を検討中

④ 市場プレイヤーである証券会社の自己規律の維持

- ・ 倫理規程の整備

- ・ 「証券会社の倫理コード」の策定を義務付ける自主ルールの策定を検討中